

空 調 用 A 契 約  
( 選 択 約 款 )

平成 29 年 4 月 1 日実施



長野都市ガス株式会社

目 次

1. 目的
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結および契約期間
6. 使用量の算定
7. 料金
8. 料金の支払方法
9. 延滞利息
10. 契約の精算額
  11. 名義の変更
  12. 契約の変更または解約
  13. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額
  14. 本支管工事費の精算
  15. 緊急調整時の措置
  16. その他
- 付 則
  1. 実施の期日および期間
- 別 表
  1. 料金の算定方法
  2. 料金表（その他期）
  3. 料金表（冬期）
  4. 調整単位料金の適用基準

## 1. 目的

この選択約款は、空調分野におけるガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この空調用 A 契約（以下「この選択約款」といいます。）を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項等を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他この選択約款で定める供給条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (5) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、この選択約款を変更することがあります。

## 3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用（冷房

を目的とするもの) または冷却用の熱源機をいいます。

- (2) 「機器定格流量」とは、空調機器の冷房時全定格入力(キロワット)と暖房時全定格入力(キロワット)のいずれか大きい値を3.6で乗じたのち標準熱量(メガジュール)で除し、小数点以下を切り捨てたものをいいます。ただし、その計算の結果が1立方メートル未満の場合には1立方メートルといたします。
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引取らなければならぬ量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものといいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (7) 「最大需要期」とは、1月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間から4月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客

さまに適用いたします。

- (1) 空調機器（排熱を利用する給湯等の付加機能を有する機器を含む。）を使用すること。
- (2) 空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスマーター（以下「空調機器専用ガスマーター」といいます。）を設置すること。
- (3) 設置する空調機器の使用予定にもとづいて機器定格流量および契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (4) 契約年間使用量が機器定格流量の800倍以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (6) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (7) 当社が（1）から（2）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
- (8) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

## 5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまが、新たにこの選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社は空調機器の規模、同一業種の負荷実態、およびお客さまの過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。

- ①機器定格流量
- ②契約年間使用量
- ③契約年間引取量
- ④契約月平均使用量
- ⑤契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

(4) (3)にもとづき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾して頂きます。

① 供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。

② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当社更新後の契約期間等を記載いたします。

(5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

(1) 当社は、前回の検針日および今回の検針日における空調機器専用ガスマーターの読みにより使用量を算定いたします。

(2) 定例検針日は原則として毎月当社の第1営業日といたします。なお営業日とは、一般ガス供給約款に規定する休日でない日をいいます。

## 7. 料金

(1) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

### — 単位料金の調整 —

(2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は別表のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
 調整単位料金（1立方メートル当たり）  

$$= \text{基準単位料金} + 0.071 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
 調整単位料金（1立方メートル当たり）  

$$= \text{基準単位料金} - 0.071 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(3) (2) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）39,560円
- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定の結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9771 \\ &\quad + \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0474 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(4) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(5) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日までにお支払いいただきます。

(6) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社は①または②の場合を除き、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。

①当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合は、日割計算は行わないものといたします。

②新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、一般ガス供給約款22(3)および22(4)の規定によるものといたします。

(7) お客様の都合や契約違反によりこの選択約款にもとづく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)の規定にもとづき算定した1か月あたりの基本料金全額といたします。

## 8. 料金の支払方法

(1) ガスをご使用になるお客様は、料金(9の規定による延滞利息を含みます。)を毎月お支払いいただきます。

(2) 料金(9の規定による延滞利息および10、13、の規定による精算額を含みます。)は、(3)の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。

(3) 一般ガス供給約款37(1)①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

## 9. 延滞利息

(1) お客様が、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日ま

での日数×0.0274%（1円未満の端数切り捨て）

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、別表1(5)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

## 10. 契約の精算額

この選択約款にもとづく契約に関する精算額は、機器定格流量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額および契約年間引取量未達精算額とし、当社は、それぞれの精算額を、原則として、当該それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)および(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

### (1) 機器定格流量倍率未達精算額

お客さまの契約期間における実績使用量（以下「実績年間使用量」といいます。）が、機器定格流量の800倍未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、機器定格流量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{機器定格流量倍率未達精算額} = \left( \left[ \begin{array}{c} \text{機器定格流量の} \\ 800 \text{倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の調} \\ \text{整単位料金を乗じた} \\ \text{ものの合計額を契約} \\ \text{年間使用量で除し、} \\ \text{小数点以下第3位を} \\ \text{四捨五入した額} \times 2 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

## (2) 年間負荷率未達精算額

お客様の実績年間負荷率 [(契約期間における1か月あたり平均実績使用量／契約期間における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量) × 100をいいます。] が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といいたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといいたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left( \begin{array}{c} \text{負荷率 75\% に} \\ \text{相当する年間使} \\ \text{用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の調} \\ \text{整単位料金を乗じた} \\ \text{ものの合計額を契約} \\ \text{年間使用量で除し、} \\ \text{小数点以下第3位を} \\ \text{四捨五入した額} \times 2 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金総額をこえない範囲で算定するものといいたします。

### (備考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を12倍したものといいたします。

## (3) 契約年間引取量未達精算額

お客様の実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といいたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left( \begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の調} \\ \text{整単位料金を乗じた} \\ \text{ものの合計額を契約} \\ \text{年間使用量で除し、} \\ \text{小数点以下第3位を} \\ \text{四捨五入した額} \end{array} \right)$$

## 11. 名義の変更

お客様または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは

この契約に關係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 12. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、または2(1)、もしくは2(5)によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合および10の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (4) この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

## 13. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

(1) 当社は、契約の解約が①または②の場合を除き、(2)または(3)の規定にもとづき契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

③ 12(1)の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合

④ 12(2)の規定による解約の場合

(2) 新たにこの選択約款にもとづく契約を締結しない場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。なお、新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、(3)の規定によるものといたします。

$$\begin{aligned} \text{契約中途} \\ \text{解約精算額} &= \left\{ \begin{array}{l} \text{解約日の属する月の翌月から前契約終了月ま} \\ \text{での残存する各月における料金表Aの基本料} \\ \text{金相当額の合計額} \end{array} \right\} \end{aligned}$$

(3) 新たにこの選択約款にもとづく契約を締結する場合であって、解約日の翌日から機器定格流量をそれまでの機器定格流量より減少する新たな契約を締結する場合または新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left( \begin{array}{l} \text{解約日の属する月の} \\ \text{翌月から前契約終了} \\ \text{月までの各月の前契} \\ \text{約の基本料金相当額} \\ \text{の合計額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{解約日の属する月の} \\ \text{翌月から前契約終了} \\ \text{月までの各月の新契} \\ \text{約の基本料金相当額} \\ \text{の合計額} \end{array} \right)$$

#### 14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新增設後1年未満の契約期間中において、お客さまがこの選択約款にもとづく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社（導管部門）は、原則としてその本支管の延長または入取替工事に係る当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

#### 15. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、10の契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間あたりの平均調整量}}{\text{機器定格流量}}$$

(2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金} \times \frac{\text{契約最大時間流量}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間あたりの平均調整量}}{\text{機器定格流量}}$$

#### 16. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日および期間

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は平成29年4月1日から実施いたします。

## 別 表

### 1. 料金の算定方法

(1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

① 「料金表（その他期）」は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

② 「料金表（冬期）」は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(3) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に機器定格流量を乗じた額といたします。

(4) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金

= 定額基本料金

+ 流量基本料金単価 × 機器定格流量

+ 従量料金

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

= 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

### 2. 料金表（その他期）

(1) 適用区分

・ 料金表A

使用量が0立方メートルから1,388立方メートルまでの場合に適用いたします。

・ 料金表B

使用量が 1, 388 立方メートルをこえ、3, 400 立方メートルまでの場合に適用いたします。

・ 料金表 C

使用量が 3, 400 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表 A

a. 定額基本料金

1か月につき	1, 944. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	--------------------------------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1, 400. 31円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	--------------------------------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	74. 10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

a. 定額基本料金

1か月につき	11, 883. 24円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	---------------------------------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1, 400. 31円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	--------------------------------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	66. 94円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

### ③ 料金表 C

#### a. 定額基本料金

1か月につき	50,754.60円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	-------------------------------

#### b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,400.31円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	------------------------------

#### c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	55.51円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

#### d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 3. 料金表（冬期）

### （1）適用区分

#### ・ 料金表 A

使用量が 0 立方メートルから 1,508 立方メートルまでの場合に適用いたします。

#### ・ 料金表 B

使用量が 1,508 立方メートルをこえ、3,778 立方メートルまでの場合に適用いたします。

#### ・ 料金表 C

使用量が 3,778 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

### （2）料金表

#### ① 料金表 A

#### a. 定額基本料金

1か月につき	2,160.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	------------------------------

#### b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 901. 64 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	74. 10 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

a. 定額基本料金

1 か月につき	12, 957. 84 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 901. 64 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	66. 94 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

a. 定額基本料金

1 か月につき	56, 148. 12 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 901. 64 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	55. 51 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 調整単位料金の適用基準

- (1) 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (2) 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (6) 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (7) 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (8) 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (9) 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (10) 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (1 1) 料金算定期間の末日が 1 1 月 1 日から 1 1 月 3 0 日に属する料金算定期間の料  
金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定し  
た調整単位料金を適用いたします。
- (1 2) 料金算定期間の末日が 1 2 月 1 日から 1 2 月 3 1 日に属する料金算定期間の料  
金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定  
した調整単位料金を適用いたします。